

### III 交付金及び概算払の申請

事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年度、市町村長へ申請を行います。

申請に係る手続きについては、以下のとおりです。

#### (1) 交付金の交付申請

##### ① 交付申請書の提出

広域活動組織は、毎年度〇月〇日までに、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村長に提出します。

(市町村向け記述) 市町村で定める期日を記入して下さい。

##### ② 交付決定の通知

市町村が、交付申請書の内容について必要な審査を行った後に、市町村長から交付金の交付決定通知が広域活動組織に送付されます。

#### 交付申請時の注意点

(市町村向け記述)

交付申請時の留意点や交付申請の変更手続き方法等、手続き上必要な事項があれば追記して下さい。

#### 交付金の交付ルート



#### (2) 概算払の請求

交付決定の通知がなされた後、多面的機能支払交付金の概算払(前払い)を受けようとするときは、市町村長に概算払を請求します。

##### ① 概算払申請書の提出

交付決定の後、概算払請求書を市町村長に提出します。

##### ② 概算払決定の通知

市町村は、概算払請求書の内容について必要な審査を行った後に、概算払額を決定し、概算払決定通知書等により広域活動組織に通知するとともに、交付金を支払います。

交付申請書、概算払申請書は市町村で定める様式をご使用ください。